

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-18103
(P2017-18103A)

(43) 公開日 平成29年1月26日(2017.1.26)

(51) Int.Cl.

AO1K 87/06 (2006.01)
AO1K 87/08 (2006.01)

F 1

AO1K 87/06
AO1K 87/08

テーマコード(参考)

2B019

B

B

審査請求 未請求 請求項の数 25 O L 外国語出願 (全 27 頁)

(21) 出願番号 特願2016-137615 (P2016-137615)
 (22) 出願日 平成28年7月12日 (2016.7.12)
 (31) 優先権主張番号 62/192,453
 (32) 優先日 平成27年7月14日 (2015.7.14)
 (33) 優先権主張国 米国(US)
 (31) 優先権主張番号 15/191,125
 (32) 優先日 平成28年6月23日 (2016.6.23)
 (33) 優先権主張国 米国(US)

(71) 出願人 594167185
 ベン ファン
 アメリカ合衆国 カリフォルニア州 92
 648 ハンティングトン ビーチ ウッ
 ドランズ レーン 19472
 (74) 代理人 100099759
 弁理士 青木 篤
 (74) 代理人 100102819
 弁理士 島田 哲郎
 (74) 代理人 100123582
 弁理士 三橋 真二
 (74) 代理人 100153084
 弁理士 大橋 康史
 (74) 代理人 100160705
 弁理士 伊藤 健太郎

最終頁に続く

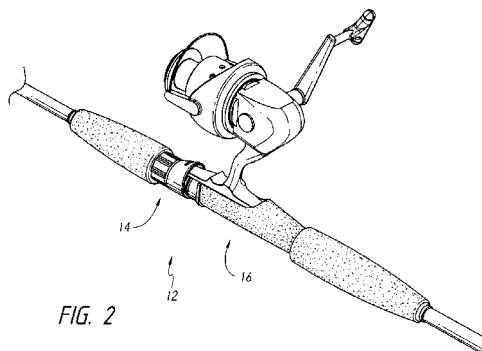
(54) 【発明の名称】 把持表面を備えたリールシート

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 把持部材と共に使用されて、リールシートの外側部上に把持表面を有するリールシートを提供する。

【解決手段】 リールシート12は、リールシート12の一部の回りに部分的に又は完全に延在する凹状形成部分を含み得る。前記凹状形成部分は、該凹状形成部分に対して接着され得る把持部材を受容すべく構成され得る。前記把持部材は、リールシート12を使用している釣り人に対して快適な把持性及び最大限の感度を提供すべく設計された複数の層を含み得る。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

第1端部及び第2端部を画成する本体部分であって、

当該本体部分の前記第1端部から当該本体部分の前記第2端部まで延在し、釣り竿の取手部分を受容すべく構成された長手中空キャビティと、

釣用リール・アームの第1部分を受容すべく構成された第1挿入部分と、釣用リール・アームの第2部分を受容すべく構成された第2挿入部分とを含む固着部分と、

リールシートの当該本体部分の外側部分の少なくとも幾分かの回りに延在する凹状形成領域であって、深度と、凹状形成領域形状を画成する外周縁とを含む、という凹状形成領域とを具備するという本体部分と、

前記凹状形成領域の近傍で前記本体部分を形成している材料とは異なる特性を有する材料を具備する把持部材であって、該把持部材の外周縁は前記凹状形成領域形状に対応し、該把持部材は、該把持部材が前記凹状形成領域内に固着される如く前記本体部分に対して固着される、という把持部材とを具備する、釣り竿と共に使用されるリールシート。

【請求項 2】

当該釣り竿の取手部分に対して取付けられた請求項1に記載のリールシートを有する、釣り竿。

【請求項 3】

当該釣り竿は、前側グリップ、後側グリップ、及び、根元グリップを更に具備し、

前記取付けられたリールシートの前記把持部材は、前記前側グリップ、前記後側グリップ、又は、前記根元グリップの少なくとも一部の材料又は外観に対応する、請求項2に記載の釣り竿。

【請求項 4】

前記第1の挿入部分及び前記第2の挿入部分により前記固着部分に対して取付けられたリールを更に具備する、請求項3に記載の釣り竿。

【請求項 5】

前記把持部材は複数の層を含む、請求項1に記載のリールシート。

【請求項 6】

前記把持部材の内側層はエチレン酢酸ビニルを具備する、請求項4に記載のリールシート。

【請求項 7】

前記把持部材の外側面はポリウレタンを具備する、請求項1に記載のリールシート。

【請求項 8】

前記固着部分は、前記本体部分の第1側面上に位置決めされ、且つ、前記凹状形成部分は、前記本体部分の第1側面から、該第1側面とは逆側である該本体部分の第2側面まで延在する、請求項1に記載のリールシート。

【請求項 9】

前記第1挿入部分は、前記本体部分に対して固定される、請求項1に記載のリールシート。

【請求項 10】

前記凹状形成領域は、前記第1挿入部分の少なくとも一部上に延在する、請求項9に記載のリールシート。

【請求項 11】

前記第2挿入部分は、当該リールシートの前記本体に沿って長手方向に平行移動すべく構成される、請求項1に記載のリールシート。

【請求項 12】

前記第1挿入部分は、当該リールシートの前記本体に沿って長手方向に平行移動すべく構成される、請求項11に記載のリールシート。

【請求項 13】

前記第1挿入部分は、前記本体部分に対して固定される、請求項11に記載のリールシ

10

20

30

40

50

ート。

【請求項 1 4】

前記把持部材は、前記本体部分に対して接着剤により固着される、請求項 1 に記載のリールシート。

【請求項 1 5】

前記把持部材は、前記固着部分の前記第 1 の挿入部分及び前記第 2 の挿入部分を含む当該リールシートの前記第 1 側面上で継目を形成する、請求項 1 4 に記載のリールシート。

【請求項 1 6】

前記把持部材は、前記凹状形成領域の大部分を満たす、請求項 1 に記載のリールシート。

【請求項 1 7】

前記凹状形成領域の近傍における前記把持部材と前記本体部分との間の遷移部は円滑である、請求項 1 6 に記載のリールシート。

【請求項 1 8】

前記把持部材は、前記凹状形成領域の深度に等しい厚みを有する、請求項 1 に記載のリールシート。

【請求項 1 9】

前記把持部材は弾性的である、請求項 1 に記載のリールシート。

【請求項 2 0】

第 1 端部及び第 2 端部を画成する本体部分であって、

当該本体部分の前記第 1 端部から当該本体部分の前記第 2 端部まで延在し、釣り竿の取手部分を受容すべく構成された長手中空キャビティと、

釣用リール・アームの第 1 部分を受容すべく構成された第 1 挿入部分と、釣用リール・アームの第 2 部分を受容すべく構成された第 2 挿入部分とを含む固着部分と、

リールシートの当該本体部分の外側部分の少なくとも幾分かの回りに延在する凹状形成領域と、

を具備する、という本体部分を配備する段階と、

前記凹状形成領域の近傍で前記本体部分を形成している材料とは異なる特性を有する材料を具備する把持部材であって、該把持部材の外周縁は前記凹状形成領域形状に対応する、という把持部材を配備する段階と、

前記把持部材が前記凹状形成領域内に固着される如く、前記把持部材を前記本体部分上に固着する段階と、

を具備する、釣り竿と共に使用されるリールシートを作成する方法。

【請求項 2 1】

前記配備された把持部材は複数の層を含む、請求項 2 0 に記載の方法。

【請求項 2 2】

前記配備された把持部材は、エチレン酢酸ビニルを具備する内側層を含む、請求項 2 1 に記載の方法。

【請求項 2 3】

前記把持部材を前記本体部分に対して固着する前記段階は、前記把持部材を前記本体部分に対して接着する段階を含む、請求項 2 1 に記載の方法。

【請求項 2 4】

前記配備された把持部材は弾性的である、請求項 2 0 に記載の方法。

【請求項 2 5】

前記凹状形成領域内に前記把持部材を固着する前記段階によれば、該凹状形成領域の近傍における前記把持部材と前記本体部分との間の遷移部が円滑である如く、該凹状形成領域は満たされる、請求項 2 0 に記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0 0 0 1】

10

20

30

40

50

本出願は、(「把持表面を備えたリールシート」と称されて)2015年7月14日に出願された米国仮特許出願第62/192,453号の特典を主張するものであり、その開示内容は、言及したことによりその全体が本明細書に組み入れられる。

本明細書中に開示される幾つかの実施例は、釣り竿(fishing pole)及びその構成、更に詳細には、把持表面が装着されたリールシート(reel seat)に関する。

【背景技術】

【0002】

関連技術の説明

娯楽である魚釣りにおいては、使用される多くの釣り竿が在る。最も一般的な釣り竿は、該釣り竿に適合する釣用リールを受容すべく構成されたリールシートを含んでいる。しかし乍ら、入手可能なリールシートは概略的に、アルミニウム又はグラファイトの如き、固体材料で構成されると共に、所望の性能特性を提供する表面を欠いている(例えば、特許文献1参照。)。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】米国特許第8,518,505号明細書

【発明の概要】

【0004】

本明細書における開示内容は、竿を通しての振動の伝達性を維持し乍ら更に良好な快適さ及び制御性を提供する優れた把持表面を備えるリールシート、及び、斯かるリールシートを作製する方法を提供する。この概要に対し、本明細書においては、本発明の幾つかの見地、利点、及び、新規な特徴が記述される。必ずしも、斯かる利点の全てが、本発明の任意の特定の実施例に従って達成されるのではないことは理解される。故に、たとえば、当業者であれば、本発明は、本明細書において教示もしくは示唆され得る他の利点を必ずしも達成せずに、本明細書において教示される一つの利点又は一群の利点を達成する様式で具現もしくは実施され得ることを理解し得よう。

20

【0005】

幾つかの実施例においては、釣り竿と共に使用されるリールシートが提供される。該リールシートは、第1端部及び第2端部を画成する本体部分を含み得る。前記本体部分は、当該本体部分の前記第1端部から当該本体部分の前記第2端部まで延在し、釣り竿の取手部分を受容すべく構成された長手中空キャビティと、釣用リール・アームの第1部分を受容すべく構成された第1挿入部分と、釣用リール・アームの第2部分を受容すべく構成された第2挿入部分とを含む固着部分と、当該リールシートの当該本体部分の外側部分の少なくとも幾つかの回りに延在する凹状形成領域であって、深度と、凹状形成領域形状を画成する外周縁とを含む、という凹状形成領域と、を具備し得、前記凹状形成領域の近傍で前記本体部分を形成している材料とは異なる特性を有する材料を具備する把持部材であって、該把持部材の外周縁は前記凹状形成領域形状に対応し、該把持部材は、該把持部材が前記凹状形成領域内に固着される如く前記本体部分に対して固着される。

30

【0006】

幾つかの実施例においては、釣り竿と共に使用されるリールシートを作成する方法が提供される。該方法は、第1端部及び第2端部を画成する本体部分であって、当該本体部分の前記第1端部から当該本体部分の前記第2端部まで延在し、釣り竿の取手部分を受容すべく構成された長手中空キャビティと、釣用リール・アームの第1部分を受容すべく構成された第1挿入部分と、釣用リール・アームの第2部分を受容すべく構成された第2挿入部分とを含む固着部分と、当該リールシートの当該本体部分の外側部分の少なくとも幾つかの回りに延在する凹状形成領域と、を具備する、という本体部分を配備する段階と；前記凹状形成領域の近傍で前記本体部分を形成している材料とは異なる特性を有する材料を具備する把持部材であって、該把持部材の外周縁は前記凹状形成領域形状に対応する、という把持部材を配備する段階と、前記把持部材が前記凹状形成領域内に固着される如く、

40

50

前記把持部材を前記本体部分上に固着する段階と、を具備し得る。

【0007】

幾つかの実施例においては、弾性インサートを備えたリールシートが提供される。該リールシートは、第1端部及び第2端部を画成する本体部分を具備し得る。前記本体部分は、該本体部分の前記第1端部から該本体部分の前記第2端部まで延在する長手中空キャビティであって、釣り竿の取手部分を受容すべく構成されたという長手中空キャビティを含み得る。前記本体部分はまた、釣用リール・アームの第1部分を受容すべく構成された第1挿入部分、及び、釣用リール・アームの第2部分を受容すべく構成された第2挿入部分も含み得る。前記本体部分はまた、前記リールシートの該本体部分の外側部分の少なくとも幾分かの回りに延在する凹状形成領域も含み得る。前記リールシートは更に、弾性材料を具備する把持部材であって、前記本体部分に対して装着されたときに該把持部材が前記凹状形成領域を実質的に満たす如く、前記本体部分の前記凹状形成領域に対応して形状化されたという把持部材を具備し得る。前記把持部材は、該把持部材が前記凹状形成領域を実質的に満たす如く前記本体部分に対して接着され得る。

10

【0008】

幾つかの実施例において、前記リールシートは、釣り竿の取手部分に対して取付けられる。前記釣り竿は、前側グリップ、後側グリップ、及び、根元グリップを具備し得る。前記リールシートの前記把持部材は、前記前側グリップ、前記後側グリップ、又は、前記根元グリップの少なくとも一部の材料又は外観に対応し得る。

20

【0009】

添付図面中には例示目的で種々の実施例が示されるが、決して、各実施例の有効範囲を制限すると解釈されてはならない。これに加え、開示された種々の実施例の種々の特徴は組み合わされることで、本開示内容の一部である付加的実施例を構成し得る。

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】把持表面を備えたリールシートを有する釣り竿の実施例の斜視図である。

【図2】把持表面を備えたリールシートを有する釣り竿の取手部分の実施例の斜視図である。

【図3】把持表面を備えたリールシートを有する釣り竿の取手部分の実施例の側面図である。

30

【図4】把持表面を備えたリールシートを有する釣り竿の取手部分の実施例の側面図である。

【図5】把持表面を備えたリールシートを有する釣り竿の取手部分の実施例の側面図である。

【図6】把持表面を備えたリールシートの実施例の斜視図である。

【図7】把持部材を受容すべく構成されたリールシートの実施例の側面図である。

【図8】把持表面を備えたリールシートの実施例の側面図である。

【図9】把持表面を備えたリールシートの実施例の背面図である。

【図10】把持表面を備えたリールシートの実施例の前面図である。

40

【図11】把持表面を備えたリールシートの実施例の底面図である。

【図12】把持表面を備えたリールシートの実施例の平面図である。

【図13】リールシートと共に使用されるべく構成された把持部材の実施例の概観図である。

【図14】把持表面を備えたリールシートの実施例の斜視図である。

【図15】把持表面を備えたリールシートの実施例の側面図である。

【図16】把持部材を受容すべく構成されたリールシートの実施例の側面図である。

【図17】把持表面を備えたリールシートの実施例の前面図である。

【図18】把持表面を備えたリールシートの実施例の背面図である。

【図19】把持表面を備えたリールシートの実施例の底面図である。

【図20】把持表面を備えたリールシートの実施例の平面図である。

50

【図21】リールシートと共に使用されるべく構成された把持部材の実施例の概観図である。

【図22】把持表面を備えたリールシートの実施例の斜視図である。

【図23】把持表面を備えたリールシートの実施例の側面図である。

【図24】把持部材を受容すべく構成されたリールシートの実施例の側面図である。

【図25】把持表面を備えたリールシートの実施例の前面図である。

【図26】把持表面を備えたリールシートの実施例の背面図である。

【図27】把持表面を備えたリールシートの実施例の平面図である。

【図28】把持表面を備えたリールシートの実施例の底面図である。

【図29】リールシートと共に使用されるべく構成された把持部材の実施例の概観図である。

10

【図30】部分的に装着された把持部材を備えるリールシートの実施例、及び、リールシートに対して把持部材を装着する方法における一段階の斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0011】

把持表面を備えるリールシート構成要素

娯楽である魚釣りにおいては、使用される多くの釣り竿が在る。最も一般的なグリップは、エチレン酢酸ビニル又はコルクを利用して把持表面を提供してきた。グリップに対する新たな改善によれば、釣り竿のグリップの種々の視覚的及び性能的な見地を増進するという、これまで利用できない機会が導入されてきた。しかし、釣り竿のリールシートは、前記の新たな材料を利用する様には改変されてこなかった。

20

【0012】

本明細書中に開示される一実施例においては、竿を通しての振動の伝達性を維持し乍ら、更に良好な快適さ及び制御性を提供する優れた把持表面を備えるリールシート、及び、斯かるリールシートを作製する方法が提供される。この概要に対し、本明細書においては、本発明の幾つかの見地、利点、及び、新規な特徴が記述される。必ずしも、斯かる利点の全てが、本発明の任意の特定の実施例に従って達成されるのでないことは理解される。故に、たとえば、当業者であれば、本発明は、本明細書において教示もしくは示唆され得る他の利点を必ずしも達成せずに、本明細書において教示される一つの利点又は一群の利点を達成する様式で具現もしくは実施され得ることを理解し得よう。

30

【0013】

I. 概要

本明細書中には、釣用リールを釣り竿に対して固着するために使用されるリールシート、斯かるリールシートを作成する方法、及び、斯かるリールシートが取付けられた釣り竿が開示される。幾つかの実施例において、本明細書中に開示されるリールシートは、釣竿からの振動の伝達性、美的外観、及び、快適な表面を提供するグリップ部分を有する。釣り竿は概略的に、該竿と共に動作する釣用リールを受容かつ固着すべく構成されたリールシートを含む。釣用リールは典型的に、該釣用リールのリール脚部を受容するリールシートにより、釣り竿に対して固着される。釣りをしている間、釣り人は多くの場合、竿の取手を通し、竿の振動の伝達を感じることを望んでいる。故にリールシートは多くの場合にグラファイト又はアルミニウムで作成されることで、竿のシャフトから釣り人の手に対する伝達を許容する。しかし、斯かるリールシートは、他の材料と比較して快適さを欠くことが多く、且つ、特に濡れたときに、釣り人に対して好適である粘着性を欠くこともある。本明細書中に開示される各実施例は、リールシート上に、快適で機能的であると共に、美的に優れた把持表面も提供し乍ら、該リールシートを通しての振動の伝達性を提供する。

40

【0014】

本発明の各実施例は、リールシートの少なくとも一部上で十分な捩れ耐性を備えた軽量／低密度の把持表面を提供する。幾つかの実施例において、リールシートの完成グリップ部分は、リールを竿に対して保持するシートの構造部分に対して弾性的である弾性材料を

50

含み得る。幾つかの実施例において、リールシートの完成グリップ部分は、EVA基部層に對して接着された組み合わせ式のポリウレタン／薄寸布地層を含み得る。幾つかの実施例において、これによれば、依然として、纖細な振動感覚と、濡れたときにでも水上に浮かび得る構造的な利点とを提供し乍ら、リールシートの表面上に、軽量な耐水性のグリップが提供され得る。

【0015】

幾つかの実施例において、リールシートの表面は、補足的な把持材料を受容すべく構成され得る一つ以上の凹所を含み得る。たとえば、前記把持材料は、言及したことによりその全体が本明細書に組み入れられる特許文献1に記述されたものであり得る。幾つかの実施例において、前側グリップ、後側グリップ、及び／又は、根元グリップの把持材料は、同一もしくは同様の材料で作成され得る。幾つかの実施例において、前記把持材料は代替的に、射出成形、3D印刷、又は、別の適切なプロセスにより生成され得る。

10

【0016】

図1は、本明細書に開示された如きリールシート12を含む釣り竿1を示している。釣り竿は概略的に、竿の(幾つかの部材片であり得る)シャフト2、一連の鳩目もしくはラインガイド3、リールシート12、及び、一連のグリップ6、8及び10などの、幾つかの基本構成要素を有する。図1に示された取手は、前側グリップ6と、幾つかの実施例においては根元キャップ10を含むべく分割され得る後側グリップ8とを含む。リールシート12は、釣用リール4を受容して固着すべく構成される。リールシートは概略的に、釣用リールの脚部の一つの端部を各々が受容する2つの挿入部分を具備する。幾つかの実施例において、挿入部分の少なくとも一方は、釣用リールを所定位置に固着すべく調節可能である。幾つかの実施例において、挿入部分は、切欠きスリーブ、調節可能スリーブ、クランプ、又は、釣用リールの一端を所定位置に固着する別の機構を具備し得る。性能要件及び釣り人の嗜好性に基づいて選択され得る種々の形式の釣用リールが在る。リールの一般的な形式としては、たとえば、ベイトキャスト・リール、スピンキャスト・リール、スピニングリール、トローリング・リール、及び、フライリールが挙げられる。図1に示された実施例はスピニングリールを含むが、本明細書中に記述されるリールシートは、これらの形式の内の任意の形式の釣用リールを受容すべく構成され得る。

20

【0017】

図2は、本明細書に開示された如くリールシート12を含む釣り竿の取手部分の拡大図を示している。幾つかの実施例において、前記リールシートは、本体部分16及び固着部分14を含む。幾つかの実施例において実現される本体部分16及び固着部分14の各構成要素は、以下に詳細に記述される種々のサイズ及び設計態様の種々の釣用リールを受容すべく構成される。図3～図5は、種々の釣用リールを受容すべく構成されたリールシートを備えた釣り竿を示している。図3は、ベイトキャスト・リール又はスピンキャスト・リールを受容すべく構成されたリールシート12を備えた釣り竿の実施例を示している。図4及び図5は、スピニングリールを受容すべく構成されたリールシート12を備えた釣り竿を示している。図3～図5の実施例において示された如きリールシート12は、優れた性能特性を提供する把持部材18を含む。幾つかの実施例において、前記リールシートは、異なる構成を有し得るか、又は、種々の型式の釣用リールを受容すべく構成され得る。

30

【0018】

幾つかの実施例において、把持部材18は、釣り竿の前側グリップ6、後側グリップ8、又は、根元キャップ10の把持部分19として使用されたのと同一の材料で製造され得る。たとえば、図3は、前側グリップ6、後側グリップ8、リールシート12、及び、根元キャップ10の間の一つ以上の一貫した特性を備えた把持部材18を有する釣り竿を示している。幾つかの実施例において、リールシート上に存在する把持部材18は、取手の他の部分の設計態様に一致すべく構成されるが、異なる材料で作成され得る。幾つかの実施例において、たとえば図4に示された如く、把持部材18は、前側グリップ6、後側グリップ8、又は、根元キャップ10の把持部分19として使用されたのとは異なる材料で

40

50

作成され且つ異なる設計態様を有し得る。幾つかの実施例において、把持部材 18 は、釣り竿取手の他の一定の把持部分に一致し得るが、取手部分の全てには一致しなくても良い。たとえば、図 5 に示された如く、把持部材 18 は、後側グリップ 8 と同一もしくは同様の材料又は設計態様を使用するが、根元グリップ 10 と同一もしくは同様の材料又は設計態様は使用しない。

【0019】

幾つかの実施例において、把持部材 18 は、リールシート 12 に対して結合され、接着され、又は、別様に取付けられ得る薄寸の可撓パネルを具備し得る。把持部材 18 は、幾つかの実施例において、リールシート 12 に対して取付けられるべく構成された射出成形ポリマで作成され得る。幾つかの実施例において、把持部材 18 は、リールシート 12 に対して取付けられる硬質プラスチックの如き堅固な構成要素として製造され得る。幾つかの実施例において把持部材 18 に使用され得る例示的な材料は、以下において更に記述される。幾つかの実施例において、把持部材 18 は、相互に取付けられることでリールシート 12 に対する所望の形状を形成する数個の部材片で製造され得る。たとえば、把持部材 18 は、接続されたときにリールシート 12 の所望形状を形成する頂部部分及び底部部分、又は、左右の部分として製造され得る。幾つかの実施例において、把持部材 18 は、所望の箇所においてリールシート 12 上に成膜される。

10

【0020】

幾つかの実施例、実例、及び、図示内容が開示されるが、当業者であれば、本明細書中に記述された発明は、特に開示された実施例、実例、及び、図示内容を越えて及ぶと共に、発明の他の用法、及び、その自明な改変物及び均等物を包含することは理解される。本発明の各実施例は、全体に亘り同様の番号が同様の要素を参照するという添付図面に関して記述される。本明細書中に呈される説明において使用される用語は、何らかの制限された又は限定的な様式で解釈されることは意図されない、と言うのも、単に、それは本発明の一定の特定実施例の詳細な説明に関して使用されるからである。これに加え、本発明の各実施例は幾つかの新規な特徴を具備し得るのであり、何らかの单一の特徴のみが、その好適な属性の原因となるのではなく、あるいは、本明細書中に記述される発明の実用化に必須となるのでもない。

20

【0021】

II. ベイトキャスト・リールシート

30

図 6 ~ 図 12 に示された如き幾つかの実施例において、本明細書中に開示されるリールシートは、ベイトキャスト・リールを受容して固着すべく構成され得る。斯かる実施例又は同様の実施例は、スピニキャスト・リールを受容して固着するようにも構成され得る。幾つかの実施例において、リールシート 12 は、本体部分 16 及び固着部分 14 を具備する。幾つかの実施例において、前記本体部分は、前記固着部分の一部又は全てを含む。本体部分 16 は、螺条付き領域 20 と、リール脚部受容領域 22 と、トリガ 24 と、長手キャビティ 28 と、把持部材 18 を受容すべく構成された凹状形成受容部分 26 とを具備し得る。図 6 ~ 図 12 に示された如く、本体部分 16 は、第 1 端部及び第 2 端部を画成し得る。幾つかの実施例において、前記第 1 端部は把持部分 19 に対して固定される。幾つかの実施例において、前記第 1 端部は、釣り竿 1 の取手部分に対して直接的に固定され得る。前記本体部分 16 の第 2 端部は、調節可能であり得る。幾つかの実施例において、前記第 2 端部は、複数の異なる前側グリップの内の一つの前側グリップを受容すべく構成され得る。以下で論じられる如く、前記第 2 端部は、螺条付き領域 20 を含み得る。

40

【0022】

固着部分 14 は、第 1 挿入部分及び第 2 挿入部分を具備し得る。前記第 1 挿入部分は、釣用リール・アームの第 1 部分を受容すべく構成され得る。前記第 2 挿入部分は、釣用リール・アームの第 2 部分を受容すべく構成され得る。前記第 1 挿入部分は、前記第 2 挿入部分よりも、本体部分 16 の第 1 端部に接近して配設され得る。前記第 1 挿入部分は、前記本体部分に対して固定され得る。幾つかの実施例において、前記第 1 挿入部分は、リールシート 12 の本体部分 16 に沿って長手方向に平行移動すべく構成され得る。前記第 1

50

挿入部分は、前記第2挿入部分とは逆側に位置され得る。前記第2挿入部分はリールシート12の本体部分16に沿って長手方向に平行移動すべく構成され得る。幾つかの実施例において、前記固着部分は、調節可能スリーブ30及び固着用ナット32を具備し得る。本体部分16は、基本的に、アルミニウム、グラファイト、ポリマ材料、又は、他の材料から構成され得る。固着部分14は、前記本体部分と同一材料から構成され得るが、他の材料から構成されても良い。

【0023】

本体部分16は、釣り竿1の取手部分を受容すべく構成された内部長手キャビティ28を具備する。長手キャビティ28は、前記本体部分の第1端部から、該本体部分の第2端部まで延在し得る。幾つかの実施例において、内部長手キャビティ28は、形状が実質的に円筒状であり得る。たとえば、幾つかの実施例において、内部キャビティ28は、互換的な釣り竿の取手部分と実質的にサイズが同様である内径を有することで、前記釣り竿に対する前記リールシートの設置を可能とし得る。幾つかの実施例において、内部キャビティ28は、互換的な釣り竿の取手部分よりも大きな直径を有することで、種々のサイズの釣り竿を受容し得る。幾つかの実施例において、長手キャビティ28は実質的に平行であり、他の実施例において、前記キャビティはテープ付けされることで、特定の釣り竿取手を収容して確実に嵌合し得る。幾つかの実施例において、テープ付けされた長手キャビティは、リールシートの取手に沿う適切な箇所に該リールシートを位置決めすることを好適に支援し得る。幾つかの実施例において、長手キャビティ28は、リールシートが釣り竿上に取付けられたときに釣り竿の一部を露出する一つ以上の切欠き部分29を有し得る。好適には、一つ以上の切欠き部分29は、リールシートが取付けられた釣り竿を用いる釣り人が、釣りを行うとき、自身が釣り竿を直接的に感じ得る如く、位置決めされ得る。これにより、釣り竿から釣り人に対する振動の直接的な伝達が可能とされ得る一方、釣り人はまた、リールシート12に取付けられた快適な把持部材18を実質的に把持もし得る。幾つかの実施例において、前記本体部分は、この特徴を提供すべく、且つ、リールシートの全体的な重量を減少すべく、2つの別個の部材片へと分割され得る。

10

20

30

40

【0024】

幾つかの実施例において、ベイトキャスト・リールを固着すべく構成されたリールシート12の本体部分16は、指用部分も含み得る。幾つかの実施例において、前記釣用リールシートは、釣り人の持ち手の一本以上の指を受容すべく構成された複数の指用部分を含み得る。たとえば、図7に示された如く、前記指用部分は、複数の指用部分の内の第1指用部分及び第2指用部分を含み得る。前記第1指用部分は、トリガ24を含み得る。トリガ24は、釣り人の手の第1指を受容すべく構成され得る。幾つかの実施例において、トリガ24は、釣り人の手の複数の指を受容すべく構成され得る。トリガ24は、互換的な釣用リールが固着されたとき、釣り人が、自身の持ち手の一本以上の指により前記トリガ部分を自然に把持し得る如く、リールシート12上に位置決めされ得る。図6～図12に示された如く、たとえば、トリガ24は、前記本体部分から下方に延在し得る。トリガ24は、前記本体部分の周縁部の下方に延在し得る。幾つかの実施例において、トリガ24は、前記本体部分の周縁部の下方に、本体部分16の外径の長さの略々2/3の距離だけ延在し得る。

【0025】

幾つかの実施例において、トリガ24は中実の特定構造であり得る。幾つかの実施例において、トリガ24は、代替的に、中実の特定構造の代わりに、中空又は部分的に中空の特定構造であり得る。たとえば、図7に示された如く、トリガ24は中空部分25を含む。開示された如きリールシートの種々の実施例において、前記トリガは、種々の形状及びサイズの中空部分を具備し得る。前記トリガの中空部分を含めると、前記リールシートの全体的な重量、及び、リールシートを製造するために必要とされる材料が減少され得る。これに加え、中空部分は美観的に好ましくあり得る。幾つかの実施例において、前記第2指用部分は、切欠き部分29を含み得る。図7に示された如く、切欠き部分29は、釣り人の手の第2指を受容すべく構成され得る。

50

【0026】

開示された如きリールシートの本体部分16は、互換的な釣用リールの脚部分を受容すべく構成された脚部受容領域22を含む固着部分14を具備する。幾つかの実施例において、リールシート12の脚部受容領域22は、たとえば他端上の調節可能スリープ30などの第2挿入部分に対向する一端における、たとえば切欠きスリープ34などの第1挿入部分を備えた実質的に平坦な部分であり得る。幾つかの実施例において、前記切欠きスリープ及び前記調節可能スリープは、前記リールシートの各端部上に在り得る。幾つかの実施例において、釣用リールを受容すべく、他の挿入部分、又は、挿入部分の組み合わせが使用され得る。たとえば、前記リールシートは、複数の調節可能スリープ、切欠きスリープとクランプ、クランプと調節可能スリープ、又は、他の組み合わせを含む。前記平坦部分は、互換的な釣用リールの脚部と形状及びサイズが同様であり得る。切欠きスリープ34は、釣用リール脚部の片側を受容すべく形状化され得る。幾つかの実施例において、前記切欠きスリープは、テープ付けされることで、種々のサイズの脚部を備えた釣用リールを確実に結着し得る。

10

【0027】

幾つかの実施例において、切欠きスリープ34と対向し、釣用リール脚部の他端を受容すべく整列された調節可能スリープ30が在り得る。調節可能スリープ30は、前記リールシートの本体部分の外側幾何学形状と実質的に同一のサイズ及び形状の内側幾何学形状を有し得る。調節可能スリープ30は、釣用リール脚部の一端を受容すべく構成された脚部受容部分を含み得る。幾つかの実施例において、調節可能スリープ30と本体部分16との間の間隙であって、互換的な釣用リールの脚部の一部を受容すべく構成され得るキャビティ36を生成するという間隙が在る如く、調節可能スリープ30は、本体部分16の外側幾何学形状を径方向に越えて延在すべく構成された部分を含み得る。調節可能スリープ30のキャビティ36は、前記リールシートの切欠きスリープ34とサイズが実質的に同様であり得る。幾つかの実施例において、前記リールシートは、一つの切欠きスリープ34及び一つの調節可能スリープ30を配備する代わりに、相互に対向する夫々のキャビティ36を備える2つの調節可能スリープ30を具備する。

20

【0028】

幾つかの実施例において、調節可能スリープ30は、該調節可能スリープ30を切欠きスリープ34に対して整列させるべく構成された整列用隆起部38も含み得る。整列用隆起部38は、リールシート12の本体部分16上に配置された整列用凹所40内を辿るべく構成される。各図に示された如く、前記隆起部はキャビティ36に対して径方向に逆側に載置されるが、該隆起部38は前記調節可能スリープ上の他の箇所に載置され得る。幾つかの実施例において、調節可能スリープ30は、整列用隆起部38を有さなくとも良く、又は、一つより多い整列用隆起部38を有し得る。幾つかの実施例において、調節可能スリープ30は、整列用隆起部の代わりに整列用凹所を有する。幾つかの実施例において、前記リールシートの本体部分は、整列用凹所の代わりに整列用隆起部を含み得る。幾つかの実施例において、前記調節可能スリープは単一の材料から構成される。幾つかの他の実施例において、前記調節可能スリープは、一種類より多い種類の材料から構成される。たとえば、調節可能スリープ30は基本的にプラスチック材料から構成され得るが、付加的な支持のためにアルミニウム支持リングを具備し得る。幾つかの実施例において、支持リングは他の材料から構成され得る。

30

【0029】

前記調節可能スリープは、固着用ナット32を用いて、前記切欠きスリープに更に接近し、又は、更に離間して調節され得る。固着用ナット32は、本体部分16の螺条付き領域20上の螺条に嵌合すべく構成される。幾つかの実施例において、調節可能スリープ30が、固着用ナット32が時計方向に旋回されたときには一方向に、且つ、固着用ナット32が反時計方向に旋回されたときには他方向に、本体部分16に沿って移動する如く、固着用ナット32は調節可能スリープ30に対して取付けられ得る。幾つかの実施例において、固着用ナット32は、調節可能スリープ30に対して取付けられなくても良いが、

40

50

調節可能スリーブ 30 を釣用リール脚部の一部上に固着すべく構成され得る。固着用ナット 32 及び調節可能スリーブ 30 は、同一材料又は異なる材料から構成され得る。幾つかの実施例において、釣り竿 1 の前側グリップ 6 は、固着用ナット 32 が前側グリップ 6 の少なくとも一部上に嵌合し得る如く構成される。これにより、更に大寸のリールシートを必要とせずに、更に大寸の釣用リールを装着することが可能とされ得る。たとえば、固着用ナット 32 が前側グリップ 6 に嵌合しないなら、切欠きスリーブ 34 と調節可能スリーブ 30 との間の距離は、リールシート 12 の長さにより制限される。しかし、前記固着用ナットが前記前側グリップの第 1 部分上に嵌合するなら、切欠きスリーブ 34 と調節可能スリーブ 30 との間の間隔は、それが、リールシート 12 の長さと、固着用ナット 32 が嵌合する前側グリップ 6 の付加的領域 33 とにより制限される如く、延長される。

10

【0030】

リールシート 12 の本体部分 16 はまた、把持部材 18 を受容すべく構成された凹状形成領域 26 も含み得る。凹状形成領域 26 は、釣り人が釣り竿を使用しているときに釣り人の手に対して把持部材 18 を呈示する如き様式で、本体部分 16 上に位置決めされ得る。凹状形成領域 26 はまた、美観的に好ましい構成を提供する様式にても、本体部分 16 の回りに配置され得る。図 7 及び図 8 に示された如く、幾つかの実施例において、凹状形成領域 26 は、それが受容すべく構成された把持材料 18 の厚み T と実質的に同一の深度 D である。これにより、把持材料がリールシートに対して取付けられた後、把持材料を備えるリールシートの部分から、把持材料のない部分への円滑な遷移が提供される。たとえば、図 8 の箇所 40A、40B、40C 及び 40D に示された如く、把持部材 18 から、リールシートの本体部分 16 の対応する非凹状形成部への遷移である。凹状形成領域 26 は、約 1mm ~ 2mm の深度であり得る。幾つかの実施例において、前記凹所は、取付けられるべき材料の厚み、又は、たとえば、振動の伝達又は快適さの如き所望のグリップ特性を提供する厚みに依存して、更に浅底又は更に深底とされ得る。把持部材 18 は好適には、竿上にリールを確かに支持するはずの堅固で構造的に堅牢な主要部分とは対照的に、本体部分 16 上に快適な、及び / 又は、美観的に好ましい表面を提供する。

20

【0031】

幾つかの実施例において、たとえば、図 6 ~ 図 12 に示された如く、凹状形成領域 26 は親指部分を含み得る。幾つかの実施例において、前記親指部分は、把持部材 18 を受容することで、釣り人の親指に対して自然な着座位置にて把持表面を呈すべく形状化される。たとえば、図 12 の領域 42A にて示された如く釣り人の親指に対する自然な着座箇所が、釣り人に対して呈される。図 12 に示された如く、前記親指部分は、本体部分 16 の長さの約半分未満であり得る。幾つかの実施例において、前記親指部分は、前記固着部分の長さの半分未満である。幾つかの実施例において、凹状形成領域 26 はまた、把持部材 18 が、釣り人が取手を保持するであろう箇所にて竿の取手部分の回りにグリップを提供する形態にて、リールシート 12 の回りに把持表面を呈する様にも構成される。たとえば、図 11 の領域 42B において示された如く、把持部材 18 は、釣り人が把持表面上で前記取手を把持し得る如く、凹状形成領域 26 に嵌合する。幾つかの実施例において、前記凹所は、前記トリガ上に、又は、リールシートの底部に沿い、又は、リールシートの他の任意の部分上に、把持部分が提供され得る如く、構成され得る。

30

【0032】

図 6 ~ 図 12 に示された如く、前記親指部分は、リールシート 12 の本体部分 16 の第 1 側面上に配設される。前記本体部分の第 1 側面は、該本体部分 16 の長手軸心であって、該本体部分 16 の第 1 端部から第 2 端部までリールシート 12 の中心を貫通して延在するという長手軸心の上方に配設され得る。前記親指部分は、本体部分 16 の第 1 端部から第 2 端部に向けて延在し得る。幾つかの実施例において、前記親指部分は前記長手軸心に対して平行である。幾つかの実施例において、前記親指部分は、前記第 1 側面から前記本体部分の第 2 側面に向けて延在する。図 6 ~ 図 12 に示された如く、前記親指部分は、前記指用部分とは逆側に位置され得る。たとえば、前記指用部分は、本体部分 16 の第 2 側面上に位置され得る。本体部分 16 の第 2 側面は、該本体部分 16 の長手軸心の下方に配

40

50

設され得る。本体部分 16 の第 2 側面は、該本体部分の第 1 側面とは逆側に配設され得る。前記親指部分は、本体部分 16 の第 1 端部から、前記指用部分の一部上へと延在し得る。幾つかの実施例において、前記親指部分及び前記指用部分は、重なり合わない。図 13 は、図 6 ~ 図 12 に示された如きリールシート 12 の本体部分 16 に対して取付けられるべく構成された把持部材 18 の形状の実施例を示している。幾つかの実施例において、把持部材 18 は、リールシートの異なる凹状形成領域 26 又は異なる本体部分 26 に一致すべく、異なる形状である。幾つかの実施例において、前記把持部材の外周縁は、凹状形成領域形状に対応し得る。図 13 に示された如く、把持部材 18 は、リールシート 12 の回りに巻回され得る平坦形状で製造されるか、又は、本体部分 16 の設計態様に適合すべく別様に形状化され得る。図 13 に示された如く、把持部材 18 は、基礎部分、及び、一つ以上の延長部分を含み得る。前記基礎部分は、リールシート 12 の本体部分 16 の第 1 端部の近傍の箇所にて、該本体部分の回りに巻回され得る。幾つかの実施例において、前記基礎部分は、前記本体部分の一部の回りにのみ巻回される。幾つかの実施例において、前記基礎部分は、本体部分 16 の回りに巻回されて継目 44 を形成する。幾つかの実施例において、把持部材 18 の各延長部分は、前記基礎部分から前記本体部分の第 2 端部に向けて延在し得る。幾つかの実施例において、各延長部分は、前記本体部分に沿い、該本体部分の垂直軸心に直交して延在する。幾つかの実施例において、各延長部分は、内方に角度付けられて、前記本体部分に沿って延在する。幾つかの実施例において、各延長部分は、本体部分 16 の相当の長さに沿って延在する。各延長部分の一部は、本体部分 16 の長手軸心の上方に配設され得る。幾つかの実施例において、各延長部分は全体的に、本体部分 16 の長手軸心の上方に配設される。

【0033】

幾つかの実施例において、把持部材 18 は、立体的な把持部分を形成する方法により製造され得る。把持部材 18 は、凹状形成領域 26 内に固着すべく構成され得る。幾つかの他の実施例において、前記把持部材は、それが製造の間ににおいてリールシートに対して固着される如く製造され得る。たとえば、把持部材 18 は、凹状形成領域 26 内に直接的に成膜された材料から作成され得る。幾つかの実施例において、把持部材 18 は、凹状形成領域 26 の近傍で本体部分 16 を形成している材料とは異なる特性を有する材料を具備する。幾つかの実施例において、凹状形成領域 26 、及び、対応する把持部材は、図 6 ~ 図 12 に示された領域に加えて、又は、代替的に、前記リールシートのトリガ 24 上に把持表面を生成する形状で構成され得る。幾つかの実施例において、調節可能スリーブ 30 及び / 又は固着用ナット 32 もまた、把持部材を受容する凹状形成領域を備えて構成され得る。

【0034】

前記で論じられた如く、凹状形成領域 26 及び / 又は把持部材 18 は、リールシート 12 の異なる形状の本体部分 26 に対応すべく、又は、本体部分 26 の異なる部分を覆うべく、異なる形状であり得る。図 7 に示された如く、たとえば、凹状形成領域 26 は、本体部分 26 の一部を覆い得る。幾つかの実施例において、第 1 凹状形成領域 26 は、前記第 1 挿入部分の少なくとも一部上に延在する。幾つかの実施例において、凹状形成領域 26 は、前記本体部分の表面積の少なくとも 1 / 3 を覆う。幾つかの実施例において、凹状形成領域 26 は、前記本体部分の表面積の少なくとも 1 / 10 、 1 / 9 、 1 / 8 、 1 / 7 、 1 / 6 、 1 / 5 、 1 / 4 、及び / 又は、 1 / 2 を覆う。幾つかの実施例において、凹状形成領域 26 は、前記本体部分全体を覆う。幾つかの実施例において、前記凹状形成部分の大部分は、本体部分 16 の長手軸心の上方に配設される。

【0035】

III. スピニングリールシート

幾つかの実施例において、本明細書に開示されたリールシートは、スピニングリールを受容すべく構成され得る。スピニングリールを受容すべく構成された実施例は、本明細書中に開示された他の実施例と同様に、幾つかの実施例においてはフライロッドにも対処し得る。図 14 ~ 図 21 は、幾つかの実施例において実現されるスピニングリールを受容す

べく構成されたリールシートを示し、且つ、図24～図29は、幾つかの他の実施例において実現されるスピニングリールを受容すべく構成されたリールシートを示している。図14～図29は、前記で論じられた図1～図13に示されたリールシートと、多くの観点において同様もしくは同一であるリールシートの実施例を示している。たとえば、図14～図29に示されたリールシートは、本体部分16及び固着部分14を含み得る。幾つかの実施例において、前記本体部分は、前記固着部分を含んでいる。本体部分16は、螺条付き領域20と、長手キャビティ28と、把持部材18を受容すべく構成された凹状形成グリップ受容部分26とを具備し得る。把持部材18は、該把持部材を通して振動の伝達を提供することで釣り人が釣り竿の動きを正確に感じることを可能とし乍ら、優れた把持性能を提供すべく構成され得る。図14～図29に示されたリールシートは、上述されたリールシートの各特徴の内の任意の一つの特徴、又は、任意の組合せを含み得る。

【0036】

前記で論じられた如く、幾つかの実施例において、リールシートは、本体部分16及び固着部分14を含んでいる。図14～図29に示された如く、本体部分16は、第1端部及び第2端部を画成し得る。幾つかの実施例において、前記第1端部は本体部分16に対して固定される。幾つかの実施例において、前記第1端部は、釣り竿1の取手部分に対して直接的に固定され得る。本体部分16の第2端部は、調節可能であり得る。幾つかの実施例において、前記本体部分の第2端部は固定される。幾つかの実施例において、前記第2端部は、一つの前側グリップ、又は、複数の異なる前側グリップを受容すべく構成され得る。前記第2端部は、螺条付き領域20を含み得る。

【0037】

固着部分14は、第1挿入部分及び第2挿入部分を具備し得る。前記第1挿入部分は、釣用リール・アームの第1部分を受容すべく構成され得る。前記第2挿入部分は、釣用リール・アームの第2部分を受容すべく構成され得る。前記第1挿入部分は、前記第2挿入部分よりも、本体部分16の第1端部に対して更に接近して配設され得る。前記第1挿入部分は、前記本体部分に関して固定され得る。幾つかの実施例において、前記第1挿入部分は、リールシート12の本体部分16に沿って長手方向に平行移動すべく構成され得る。前記第1挿入部分は、前記第2挿入部分とは逆側に位置され得る。前記第2挿入部分は、リールシート12の本体部分16に沿って長手方向に平行移動すべく構成され得る。

【0038】

幾つかの実施例において、固着部分14は、調節可能スリープ30及び固着用ナット32を含み得る。幾つかの実施例において、固着部分14、調節可能スリープ30及び固着用ナット32は、ベイトキャスト・リールを受容すべく構成されたリールシートの実施例に関して前記に開示されたものと同一もしくは同様であり得る。図14～図16に示された如く、調節可能スリープ30は、本体部分の1/2未満の長さを有し得る。幾つかの実施例において、調節可能スリープ30の長さは、本体部分16の長さの約1/4である。調節可能スリープ30は、第1側面及び第2側面を含み得る。調節可能スリープ30の第1側面は、本体部分16の第2端部に向けてテープ付けされ得る。幾つかの実施例において、調節可能スリープ30の第2側面は、本体部分16の長手軸心に対して実質的に平行である。幾つかの実施例において、調節可能スリープ30の第2側面は、本体部分16の第2側面に対して実質的に平行である。図14～図16に示された如く、前記固着部分は、釣用リールの脚部の第2端部を受容すべく構成されたキャビティ36を形成し得る。幾つかの実施例において、固着部分14は、上述されたベイトキャスト・リールを受容すべく構成されたものと比較して、スピニングリールを受容すべく構成された実施形態に対して更に大寸もしくは更に小寸であり得る。幾つかの実施例において、調節可能スリープ30と本体部分16との間に形成されたキャビティ36は、ベイトキャスト・リールを受容すべく構成された実施例において使用されたのと異なる形状もしくはサイズであり得る。

【0039】

幾つかの実施例において、図14～図20に示された実施例において示された如く、リールシートは、釣用リールの脚部の第1端部を受容すべく構成された第2スリープ31を

10

20

30

40

50

具備し得る。幾つかの実施例において、前記固着部分の第1挿入部分は、釣用リールの脚部の第1端部を受容すべく構成された第2スリープ31を具備し得る。幾つかの実施例において、前記固着部分の第1挿入部分は、釣用リールの脚部の第1端部を受容すべく構成されたキャビティ37を形成し得る。幾つかの実施例において、第2スリープ31は、調節可能スリープ30と形状及びサイズが同一もしくは同様であり得る。図14～図16に示された如く、第2スリープ31は、第1側面及び第2側面を含み得る。第2スリープ31の第1側面は、本体部分16の第1端部に向けてテープ付けされ得る。幾つかの実施例において、第2スリープ31の第2側面は、本体部分16の長手軸心に対して実質的に平行である。幾つかの実施例において、第2スリープ31の第2側面は、本体部分16の第2側面に対して実質的に平行である。幾つかの実施例において、第2スリープ31は、本体部分16の一部であり得るか、又は、本体部分16に対して永続的に取付けられた別体的な部材片であり得る。幾つかの実施例において、第2スリープ31は、調節可能であり、且つ、釣用リールを固着すべく独立的に調節され得る。第2スリープ31は、釣用リールの脚部が、調節可能スリープ30により形成されたキャビティ36と、第2スリープ31により形成されたキャビティ37との間に固着され得る如く、調節可能スリープ30と整列され得る。

【0040】

幾つかの実施例において、リールシート12の本体部分16は、補足的な把持部材18を受容すべく構成された凹状形成領域26を具備し得る。図16及び図24に示された如く、凹状形成領域26は、リールシート上で、釣りをしている間に釣り人が釣り竿を自然に保持する箇所に位置決めされ得る。幾つかの実施例において、固着部分14は、本体部分16の第1側面上に位置決めされ得る。斯かる実施例において、前記凹状形成部分は、本体部分16の第1側面から、該第1側面とは逆側である本体部分の第2側面まで延在し得る。たとえば、凹状形成領域26は、釣り竿によりキャスティング及び回収動作を実施する間に、釣り人の手の掌が把持部材18に接触する如く、把持部材18を受容すべく構成され得る。幾つかの実施例においては、本体部分16が親指部分を含む。幾つかの実施例においては、第2スリープ31が親指部分を含み得る。前記親指部分は、第2スリープ31の第1側面に沿って配設され得る。前記親指部分は、実質的に平坦であり得る。幾つかの実施例において、前記親指部分は、前記本体部分の第1端部に向けてテープ付けされ得る。

【0041】

幾つかの実施例において、図16に示された如く、前記凹状形成部分は、リールシート12の外側部分の回りに部分的に巻回される把持部材18を受容すべく構成される。幾つかの実施例において、前記把持部材は、取付けられた釣用リールの脚部が、該釣用リールの脚部を受容すべく構成されたリールシート12の中実部分に当接して固着される様に、リールシートの回りに全体的に巻回されなくても良い。幾つかの実施例において、凹状形成部分26は、リールシート12の回りに巻回された把持部材18を受容すべく構成され得る。把持部材18は、該把持部材18が凹状形成領域26内に固着される如く、本体部分16に対して固着され得る。これにより、把持部材18は、リールシート12の回りに巻回され、且つ、継目にて一端を他端に接続して確実な接続を生成する機能が提供され得る。幾つかの実施例においては、凹状形成領域26の一部のみが、リールシート12の回りに完全に巻回され得る。

【0042】

図14～図19に示された如く、凹状形成領域26は、本体部分16に沿って種々の長さで延在し得る。たとえば、凹状形成領域26は、本体部分16の第1端部から第2端部に向けて、該本体部分に沿って相当の長さに亘り延在し得る。幾つかの実施例において、凹状形成領域26は、第2スリープ31から前記第2端部に向けて本体部分16に沿い相当の長さに亘り延在する。幾つかの実施例において、凹状形成領域26は、本体部分16の長さの約1/2だけ延在する。幾つかの実施例において、凹状形成領域26は、本体部分16の長さの約3/4だけ延在する。更なる他の実施例において、凹状形成領域26は

10

20

30

40

50

、本体部分 1 6 の長さの約 1 / 4 だけ延在する。

【 0 0 4 3 】

幾つかの実施例において、前記凹状形成部分は、深度が 0.1 mm ~ 1 mm であり得る。幾つかの実施例において、前記凹状形成部分は、深度が 1 mm ~ 2 mm であり得る。幾つかの実施例において、凹状形成領域 2 6 の深度は、該凹状形成領域全体を通して同一もしくは実質的に同様であり得、幾つかの実施例において、凹状形成領域 2 6 の異なる部分は異なる深度を有し得る。これにより、たとえば、リールシートの種々の部分に対する最適な性能特徴が提供され得る。たとえば、把持部材 1 8 は、凹状形成領域 2 6 の深度に合致すべく、異なる厚みを有し得る。そのときに前記把持部材は、リールシートの他の部分を通して更に良好な振動の検出性を提供し乍ら、リールシートの幾つかの部分にて更に良好な把持性及び快適さを提供し得る。

10

【 0 0 4 4 】

幾つかの実施例において、図 2 2 ~ 図 2 9 に示された実施形態において示された如く、リールシート 1 2 の脚部受容領域は、実質的に平坦な部分を含み得る。リールシート 1 2 の脚部受容領域は、一端上に、他端上の調節可能スリープ 3 0 に対向する切れきスリープ 3 4 を含み得る。故に、示された如く、幾つかの実施例において、固着部分 1 4 は固定端部及び調節可能端部を有し得る。

20

【 0 0 4 5 】

前記平坦部分は、互換的な釣用リールの脚部と形状及びサイズが同様であり得る。切れきスリープ 3 4 は、釣用リール脚部の片側を受容すべく形状化され得る。幾つかの実施例において、切れきスリープ 3 4 は、種々のサイズの脚部を備える釣用リールを確実に締着すべく、テープ付けされ得る。幾つかの実施例において、切れきスリープ 3 4 は、前記固着部分の第 1 挿入部分を含み得る。切れきスリープ 3 4 は、釣用リールの脚部の第 1 端部を受容すべく構成され得る。

20

【 0 0 4 6 】

幾つかの実施例において、図 2 2 ~ 図 2 9 に示された如く、凹状形成領域 2 6 の一部はリールシート 1 2 の回りに延在する一方、凹状形成領域 2 6 の他の部分は、前記リールシートの回りに延在しない。幾つかの実施例において、凹状形成部分 2 6 は、本体部分 1 6 の第 1 側面に沿って親指部分を含み得る。幾つかの実施例において、把持部材 1 8 は、本体部分 1 6 の第 1 側面に沿って親指部分を含み得る。図 2 2 ~ 図 2 9 に示された如く、前記親指部分は、把持部材 1 8 の第 1 側面に沿い、本体部分 1 6 の第 1 端部に向けて配設され得る。前記親指部分は、前記第 1 端部から本体部分 1 6 の第 2 端部に向けて延在し得る。前記親指部分は、前記第 1 端部から前記本体部分の第 2 端部に向けて上方にテープ付けされ得る。幾つかの実施例において、前記親指部分は実質的に平坦である。図 2 2 ~ 図 2 9 に示された如く、前記親指部分は、本体部分 1 6 に沿って種々の距離に亘り延在し得る。たとえば、前記親指部分は、前記平坦部分の長さと略々等しい長さに亘り延在し得る。幾つかの実施例において、前記親指部分は、凹状形成領域 2 6 及び / 又は把持部材 1 8 の長さの約 1 / 2 の長さに亘り延在し得る。幾つかの実施例において、前記親指部分は、凹状形成領域 2 6 及び / 又は把持部材 1 8 の長さの約 1 / 2 未満の長さに亘り延在し得る。凹状形成領域 2 6 及び / 又は把持部材 1 8 は、実質的に本体部分 1 6 の長さに亘り延在し得る。幾つかの実施例において、凹状形成領域 2 6 は、本体部分 1 6 の長さの約 1 / 2 に亘り延在する。幾つかの実施例において、凹状形成領域 2 6 は、本体部分 1 6 の長さの約 3 / 4 に亘り延在する。

30

【 0 0 4 7 】

図 2 2 ~ 図 2 9 に示された如く、本体部分 1 8 の第 2 側面は、実質的に平坦であり得る。斯かる実施例において、本体部分 1 8 の第 2 側面は、前記平坦部分に対して略々平行であり得る。

40

【 0 0 4 8 】

幾つかの実施例において、把持部材 1 8 は、リールシート 1 2 の凹状形成領域 2 6 の表面に対し、接着され、結合され、又は、別様に取付けられ得る。これに加え、把持部材 1

50

8の各端部は、継目44にて取付けられ得る。幾つかの実施例において、把持部材18は、図29に示された如き平坦パネルとして製造され得る。前記パネルは、凹状形成領域26に嵌合する形状で構成され得る。幾つかの実施例において、前記パネルは、凹状形成領域26の深度と実質的に同様の厚みであり得る。幾つかの実施例において、前記パネルは、実質的に均一な厚みである。幾つかの他の実施例において、前記パネルは、把持部材18の把持表面の異なる領域が、釣り人に対して異なる有用な特性を提供する如く、変化する厚みを有し得る。

【0049】

IV. 把持部材

幾つかの実施例において、前記に記述され且つ図6～図13に示されたベイトキャスティールシート、及び、前記に記述され且つ図14～図29に示されたスピニングリールシートの実施例の如きリールシートに対して取付けられた把持部材は、種々の材料で作成されて、釣り人に対して所望される性能特性を提供し得る。たとえば、幾つかの実施例において、前記把持部材は、重量が軽く且つ水分の吸収を減少もしくは排除するグリップを提供し得る。幾つかの実施例は、グリップの重量／密度を最小限とし乍ら、粘着性の感覚を提供する。本明細書中に記述されるグリップの幾つかの実施例は、エチレン酢酸ビニル(EVA)であり得る弾性的な基部又は下張りと、EVA内側又は裏打ち層を含む把持部分とを含む。幾つかの実施例において、前記把持部材は、複数の層を含み得る。たとえば、幾つかの実施例において、前記把持部分は、EVA内側層に対して結合されたポリウレタンと薄寸布地層との組み合わせ物を含み得る。前記布地層は、ポリウレタンで含浸され得る。幾つかの実施例において、前記ポリウレタンは、含浸された布地層の外側に配設された織布メッシュ層を更に含む。

10

20

30

【0050】

幾つかの実施例において、把持部材18は、リールシート12に対して装着されたとき、その凹状形成領域26に概略的に対応すべく形状化される。幾つかの実施例において、図30に示された如く、(たとえば図29に示された如く)パネルの形態の把持部材18は、リールシート12の凹状形成領域26の回りに重ね付けられ、又は、巻回され得る。平坦なパネルをリールシートの回りに重ね付け又は巻回すると、リールシートの長手軸心に実質的に平行な継目が形成される。幾つかの実施例において、前記継目に依れば、把持部材18の種々の材料層が同様の材料層に対して結合されることが可能とされ得る。幾つかの実施例において、把持部材18の幾つかの縁部は、斜断され得る。たとえば、継目44に遭遇する把持部材18の縁部は、継目44に沿い、同様の層に概略的に接触している同様の層と重なり合うために、斜断され得る。

40

【0051】

幾つかの実施例において、斯かる継目44は、好適には把持部材18を貫通延在する縫い糸により縫い閉じられる。幾つかの実施例において、把持部材18は、種々の層を具備し得る。斯かる実施例において、継目における縫い糸は、把持部材18の層の各々を貫通延在し得るか、又は、幾つかの層のみを貫通して延在し得る。たとえば、把持部材18は、ポリウレタン層及びEVA層を具備し得る。前記ポリウレタン層は、ポリウレタン／フェルト層を含んでも良く、含まなくても良い。幾つかの実施例において、前記縫い糸は、ポリウレタン又はポリウレタン／フェルト層のみを貫通して延在し、EVA層は貫通延在しない。幾つかの実施例において、前記把持部材は、外側面を内向きとして裏返しで縫い合わされ得ると共に、継目44を縫い合わせた後、把持部材は、それがリールシート12に対して装着されるとき、完成したリールシート12上で前記外側面が外方を向く如く、反転され得る。たとえば、把持部材18の外側面はポリウレタン材料を具備し得ると共に、把持部材18の内側面はEVA材料を具備し得る。各層は、たとえば、前記外側層の内側部に対し、前記内側層の外側部に対し、又は、両方の層に対し、接着剤を塗付することにより、接着され、結合され、又は、別様に取付けられ得る。

【0052】

幾つかの実施例において、接着剤は、リールシート12の凹状形成領域26、把持部材

50

18の内側面50、又は、凹状形成領域26及び把持部材の内側面50の両方に対し、吹き付けられ、塗装され、又は、別様に適用される。把持部材18が凹状形成領域26に対して重ね付けられ、巻回され、又は、別様に装着されるにつれ、前記接着剤は確実な様式で、前記把持部材を前記リールシートに対して取付け得る。

【0053】

幾つかの実施例において、把持部材18の一つ以上の層はEVAを具備することで、完成されたリールシートの重量を減少し且つ密度を低下させると共に、水又は他の流体を吸収して保持する傾向が少ない緩衝材料を提供する。このことは特に、たとえば、釣り竿が水中に落下されたときなど、釣り竿の用途において有用である、と言うのも、本発明の実施例に係る軽量／低密度の把持部材18は好適に、濡れたときにも浮くからである。幾つかの実施例において、EVA層は、約0.5～1.5ミリメートルの厚みであり得る。幾つかの実施例において、EVA層は、約0.75～1.25ミリメートルの厚みであり得る。好適実施例において、EVA層は約1ミリメートルの厚みであり得る。幾つかの実施例において、EVA部材は、約0.1～0.5ミリメートルの厚みであり得る。

10

【0054】

幾つかの実施例において、把持部材18の外側面は、ポリウレタン材料を具備し得る。幾つかの実施例において、前記ポリウレタン材料は、たとえば、当該薄寸布地層をポリウレタン浴内に浸漬することによりポリウレタンで浸潤された薄寸の不織布層として製造され得る。前記ポリウレタンは、好適には、凝固されることで、一つ以上の独立気泡又は空隙を形成する。前記不織布層は、外側面及び内側面を有し、且つ、ナイロン、綿、ポリエスチルなどの如き適切な材料で作製され得ると共に、フェルトであり得る。幾つかの実施例において、前記布地層は、圧縮されることで、自身に対するポリウレタンの適用に先立ち、自身の厚みを減少し得る。幾つかの実施例において、前記圧縮によれば、布地層の剛性も高められる。幾つかの実施例において、前記圧縮によれば、不織纖維が拡開されて、薄寸布地層内へのポリウレタンの浸透性も高められる。薄寸布地層内へのポリウレタンの浸透及び浸潤の量を増大すると、把持部材18内に浸漬して捕捉される水及び他の流体が利用できる空間の量が減少される。このことは、釣り竿の用途において特に有用である。幾つかの実施例において、前記薄寸不織布層は、約0.1～0.5ミリメートルである。幾つかの実施例において、前記薄寸不織布層は、約0.3～0.4ミリメートル厚みである。幾つかの実施例において、前記薄寸不織布層は、約0.3～0.35ミリメートル厚みである。幾つかの実施例において、前記薄寸布地層は、約0.35ミリメートル厚みである。

20

【0055】

示されない幾つかの実施例においては、薄寸の布地シートがポリウレタン浴から取り出された後であり且つポリウレタンが凝固する前に、前記シートを覆う未凝固のポリウレタンの上面に対し、付加的な液体状ポリウレタンが加えられ得る。前記第2のポリウレタンは、前記第1のポリウレタンと異なる一つ以上の特性を含むことで、把持部材18上にコントラストを提供し得ると共に、それらは、一緒に凝固することで、異なる特性の連続的なポリウレタン層を形成し得る。たとえば、前記第2のポリウレタンは、異なる色、硬度、又は、粘着のレベルを有し得る。幾つかの実施例において、増進された耐水性のために、把持部材18の外側面上には、ポリウレタン又は他のポリマの塗付層が含まれ得る。

30

【0056】

幾つかの実施例において、一旦形成されたなら、前記把持部材は、互換的なリールシート12の凹状形成領域26に対応する適切な形状へと切断され得る。更に、前記把持部材の表面上にはパターンが刻印されることで、リールシートに対する付加的な把持機能を実現する大きな摩擦が提供され得る。幾つかの実施例において、把持部材18がリールシート12の凹状形成領域26の回りに重ね付けられ又は巻回されたときに、角度付き継目44に沿い、斜断縁部同士が、同様の層同士が接触して接着され乍ら重なり合う如く、把持部材18の縁部は平行様式で斜断され得る。幾つかの実施例においては、リールシート12の凹状形成領域26の回りに巻回されたときに、相互に接触する各側縁部にて又はそれらの近傍にて、継目が各外側面を以て縫い合わされ得る如く、各側縁部は、非平行様式で

40

50

斜断される。

【0057】

幾つかの実施例において、把持部材18の厚みは概略的に凹状形成領域26の深度に対応することで、把持部材18からリールシート12の他の部分への円滑な遷移部の生成が促進される。幾つかの実施例において、把持部材18の厚みは、前記リールシートの異なる部分に対して種々の性能利点を提供すべく、変化せしめられ得る。幾つかの実施例において、前記リールシートの縁部は、厚みが、凹状形成領域26の深度に対応することで、把持部材18の表面からリールシート12への円滑な遷移部の生成が促進され得る。

【0058】

幾つかの実施例において、把持部材18は、前記に記述されたのとは異なる材料から構成され得る。たとえば、把持部材18は、互換的なリールシート12の凹状形成領域26に対応する形状へと射出成形されたポリウレタンであり得る。幾つかの実施例において、把持部材18は、凹状形成領域26上に形成され得る。たとえば、把持部材18は、凹状形成領域26内に弾性材料を成膜し、前記リールシート上のグリップを形成し得る。幾つかの実施例において、把持部材18は、フェルト層なしで層状化されたポリウレタン及びEVA、単一のポリウレタン層、皮革、布地、コルク、ウッド、ゴムなどの天然材料、又は、他の天然の材料もしくは生成物、他の天然又は合成のポリマ材料、又は、釣り人に対する好適な性能的又は美観的な特性を提供する他の任意の弾性材料、の如き、他の材料で作成され得る。

10

【0059】

幾つかの実施例において、把持部材18は、互換的なリールシート12から取り外されて、別の把持部材18と交換され得る。これにより、釣り人は、リールシート12上で摩滅又は破損したグリップに起因して生ずる問題を解決し得る。幾つかの実施例において、これによれば、釣り人は、リールシート12の美観的な外観を変更し、又は、把持部材18の性能特性を変更して自身の嗜好又は特定の動作の要件に適応することも可能とされ得る。たとえば、もし釣り人が、異なる種類の釣りに対し、新たなリールを備えた竿を装備するなら、釣り人は、先に使用されたリールとは異なる把持特性を備えるリールシートを使用することを好み得る。

20

【0060】

V. 釣り竿の用途

30

本明細書中に開示されるリールシートは、好適には、互換的な釣り竿に対して取付けられる。たとえば、図1に示された如く、本明細書中に開示されたリールシート12は、釣り竿1の取手部分に対して取付けられ得る。前記リールシートを釣り竿1に対して取付けるために、前記釣り竿のシャフト2の取手部分は、リールシート12の長手キャビティ28内へと挿入され得る。幾つかの実施例において、シャフト2は、前記取手部分にワリテープ付けされ得る。斯かる実施例において、リールシート12は、釣り竿1の小径の先端から、該釣り竿1のシャフト2上へと摺動され得る。幾つかの実施例において、このためには、この時点で、釣り竿1のシャフト2には各鳩目3が取付けられていないことが必要であり得る。幾つかの実施例において、リールシート12の長手キャビティ28は、シャフト2の根元端部よりも大きな直径を有し得る。リールシート12が、釣り竿の取手に沿う適切な箇所に一旦位置決めされたなら、それは、接着剤又はエポキシにより所定位置に固着され得る。

40

【0061】

幾つかの実施例において、リールシート12は、釣り竿1と共に使用されるべく製造され得る。たとえば、本明細書中に記述された如き本体部分16が配備され得る。幾つかの実施例において、前記把持部材が配備され得る。本明細書中に記述された如く、把持部材18は、凹状形成領域26の近傍で、本体部分16を形成する材料とは異なる特性を備える材料を具備し得る。幾つかの実施例において、前記把持部材の外周縁は、凹状形成領域26の形状に対応する。幾つかの実施例において、前記把持部材は、該把持部材18が前記凹状形成領域内に固着される如く、本体部分16上に固着される。把持部材18を前記

50

本体部分に対して固着するために、該把持部材 18 は、前記本体部分に対して接着され得る。幾つかの実施例において、前記凹状形成領域内に把持部材 18 を固着すると、該凹状形成領域 26 の近傍における把持部材 18 と本体部分 16 との間の遷移部が円滑である如く、該凹状形成領域は満たされる。

【0062】

幾つかの実施例においては、図 1 ~ 図 5 に示された如く、本明細書中に開示された如きリールシートは、前側グリップ 6、後側グリップ 8 及び根元キャップ 10 の如き一つ以上のグリップ間に位置され得る。幾つかの実施例において、釣り竿は、各図中に示されたよりも少ない又は付加的なグリップを含み得る。たとえば、本明細書に開示された如きリールシートを備えた釣り竿は、前側グリップ及び後側グリップを有し得るが、別体的な根元キャップは有さないこともある。幾つかの実施例において、前記釣り竿は、前側グリップを有さないこともあり、又は、後側グリップを有さないこともある。たとえば、本明細書に開示された如きリールシートを備えるフライロッドは前側グリップを有し得るが、前記リールシートは、竿の端部におけるものとされ得るので、後側グリップは無くても良い。

10

【0063】

幾つかの実施例において、リールシート 12 の把持部材 18 は、釣り竿上の他のグリップの把持表面 19 に一致すべく構成される。たとえば、図 1、図 2 及び図 3 に示された如く、各グリップの把持表面 19 は、共通の設計態様である。幾つかの実施例において、各把持表面 19 は、同一材料で構成もされ得る。幾つかの実施例において、前記リールシートの把持部材 18 は、釣り竿の取手上の他のグリップとは異なる設計態様もしくは材料を有し得る。たとえば、図 4 に示された如く、前記リールシートの把持部材 18 は、他のグリップ部分の把持表面 19 とは異なっている。幾つかの実施例において、前記リールシートの把持部材 18 は、他のグリップ部分の把持表面 19 とは異なる設計態様を有し得るが、同一もしくは同様の材料で構成され得る。幾つかの実施例において、リールシート 12 は、他の把持表面 19 の一つ以上に一致するが他の把持表面には一致しないという把持部材 18 を有し得る。たとえば、図 5 に示された如く、リールシートの把持部材 18 は、根元キャップの把持表面 19 と一致するが、前側グリップ 6 及び後側グリップ 8 の把持表面 19 とは一致しない。

20

【0064】

幾つかの実施例において、各把持表面 19 は、把持部材 18 とは異なる材料を具備することで、異なる性能利点を提供し得る。たとえば、把持部材 18 は、釣り人が、魚を誘い、魚の食い付きを感じ、又は、魚をリール引きすることを能動的に試行する間に、僅かな動きを感じ得る様に、釣り人の手に対して釣り竿のシャフト 2 からの振動が集中的に伝達されるべく構成され得る。他方、釣り竿の後側グリップは、基本的にキャスティングに対して使用され得ると共に、釣り人に対する振動の伝達は優先事項ではないこともあるが、代わりに、粘着性及び快適さが性能の目的であり得る。幾つかの実施例において、異なるグリップに対して好適な性能特性を提供するために、異なる材料が使用され得る。幾つかの実施例において、異なるグリップに対して好適な性能特性を提供するためには、同一もしくは同様の材料が使用され得るが、材料の厚み又は材料の一つ以上の層は、異なる特性を提供すべく異なり得る。従って、各グリップを如何にして釣り竿上に取入れるかの説明と共に、対応する用途及び / 又は外観に基づく特性を備えた複数のグリップの異なる組み合わせ物を含むキットが提供され得る。

30

【0065】

上述された種々の特徴及びプロセスは、相互に独立的に使用され得るか、又は、種々の様式で組み合わされ得る。全ての可能的な組み合わせ又は下位組み合わせは、本開示内容の有効範囲内に収まることが意図される。これに加え、幾つかの方法又はプロセスは、幾つかの実施形態においては省略され得る。本明細書中に記述された方法及びプロセスはまた、任意の特定の順序に制限されるものでもない。たとえば、記述された方法は、詳細に開示された以外の順序で実施され得るか、又は、複数の段階は、組み合わされて单一の段階とされ得るか、又は、他の一定の段階と並行して実施され得る。本明細書中に記述され

40

50

た例示的なシステム及び構成要素は、記述されたのとは異なる様に構成され得る。たとえば、各要素は、開示された例示的な実施例に対し、付加され、それらから省略され、又は、それらと比較して再配置され得る。

【0066】

幾つかの用語は、前記説明中では参照のためにのみ使用され得ることから、限定的であることは意図されない。たとえば、「上方」及び「下方」などの語句は、図面中において参照が為される方向を指している。「前側」、「後側」、「左側」、「右側」、「後方」及び「側方」などの語句は、一貫しているが任意であるという参照の枠組みであって、論じられつつある構成要素又は要素を記述する本文及び関連する図面に対する参照により明確化されるという枠組み内で、構成要素又は要素の一部の配向及び／又は箇所を記述している。更に、「第1」、「第2」、「第3」などの如き語句は、別体的な構成要素を記述すべく使用され得る。斯かる用語は、前記にて特に言及された語句、その派生物、及び、同様の重要さの語句を包含し得る。

10

【0067】

別様に特に述べられるのでなければ、又は、使用される文脈において別様に理解されるのでなければ、たとえば、特に、「し得る」、「し得た」、「し得たかもしれない」、又は、「しても良い」という条件的語句は、概略的に、他の実施例は含まないが、一定の実施例は一定の特徴、要素及び／又は段階を含み得ることを伝達することが意図される。故に、斯かる条件付き語句は概略的に、特徴、要素及び／又は段階が任意の特定の実施例に含まれ又は該実施例において実施されるべきであるか否かに関わらず、これらの特徴、要素及び／又は段階が一つ以上の実施例に対して何らか必要とされること、又は、一つ以上の実施例が必然的に、ユーザの入力もしくは催促ありでもしくはなしで、判断のための論理を含むこと、を意味することは意図されない。

20

【0068】

各要素が特に容認可能な例であると理解されるべき上述の実施例に対しては、多くの変更及び改変が為され得ることが強調されるべきである。本明細書において、斯かる改変及び変更の全ては、本開示内容の有効範囲内に包含されることが意図される。上述の説明は、幾つかの実施例を詳述している。しかし、前記内容が本文又は各図において如何に詳述されていても、前記システム及び方法は、多くの様式で実用化され得ることは理解される。同様に前述された如く、本発明の一定の特徴又は見地を記述するときにおける特定の用語の使用は、該用語が、該用語が関連付けられたシステム及び方法の特徴又は見地の任意の特定の特性を包含すると限定されるべく本明細書において再定義されつつあることを意味すると解釈されるべきでないことを銘記すべきである。

30

【符号の説明】

【0069】

- 1 釣り竿
- 2 シャフト
- 3 鳩目／ラインガイド
- 4 釣用リール
- 6 前側グリップ
- 8 後側グリップ
- 10 根元グリップ
- 12 リールシート
- 14 固着部分
- 16 本体部分
- 18 把持部材
- 19 把持部分／把持表面
- 20 螺条付き領域
- 22 リール脚部受容領域
- 24 トリガ

40

50

- 2 5 中空部分
 2 6 凹状形成受容部分 / 凹状形成部分
 2 8 内部長手キャビティ / 内部キャビティ
 2 9 切欠き部分
 3 0 調節可能スリーブ
 3 1 第2スリーブ
 3 2 固着用ナット
 3 3 付加的領域
 3 4 切欠きスリーブ
 3 6 キャビティ
 3 7 キャビティ
 3 8 整列用隆起部
 4 0 整列用凹所
 4 0 A 箇所
 4 0 B 箇所
 4 0 C 箇所
 4 0 D 箇所
 4 2 A 領域
 4 2 B 領域
 4 4 縫目
 5 0 内側面

10

20

【図1】

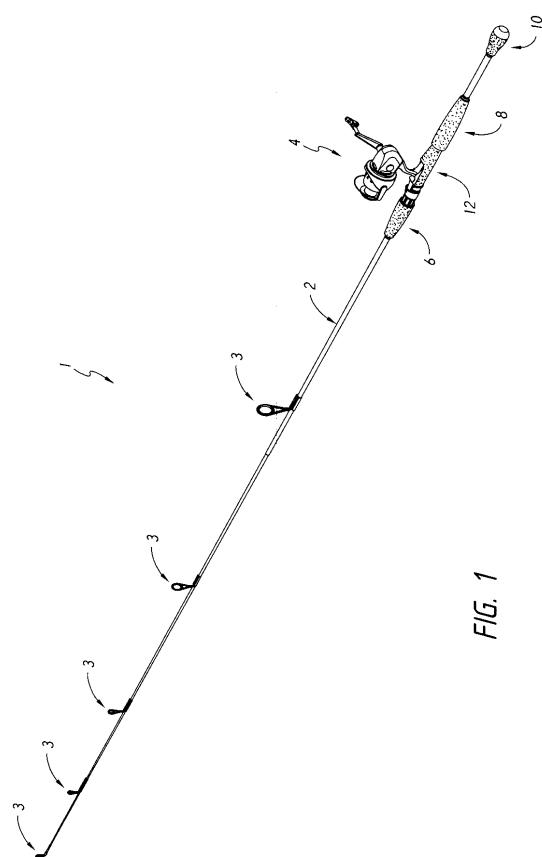


FIG. 1

【図2】

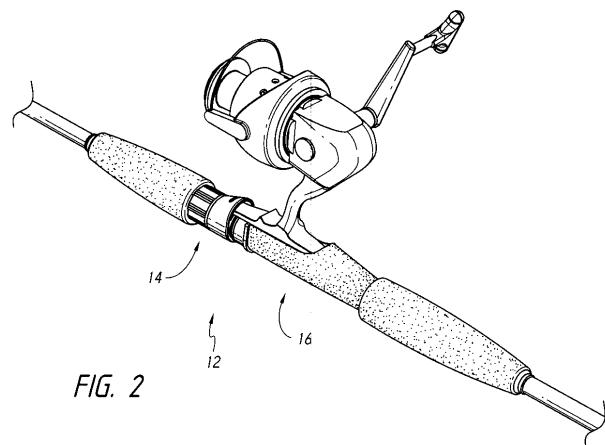
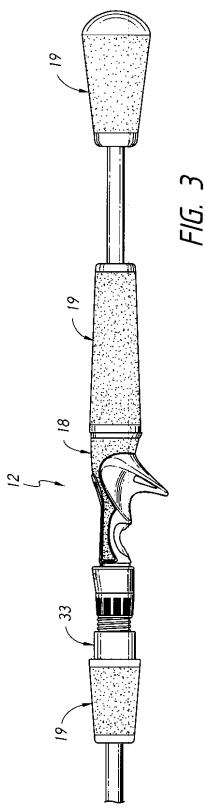
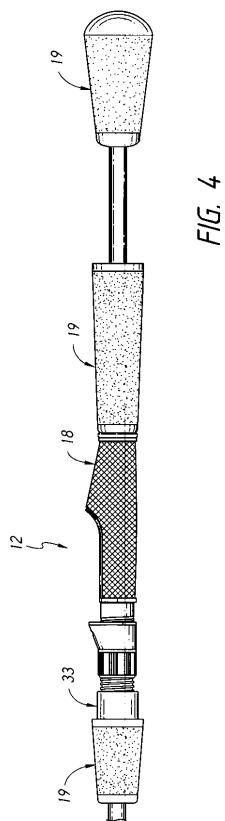


FIG. 2

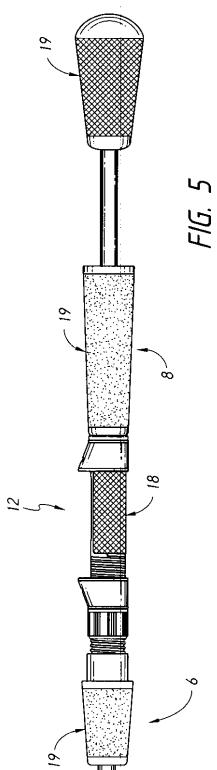
【図3】



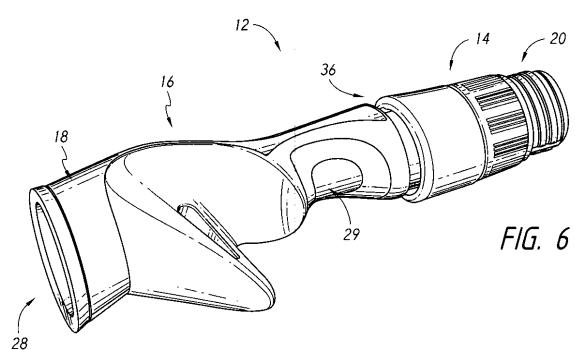
【図4】



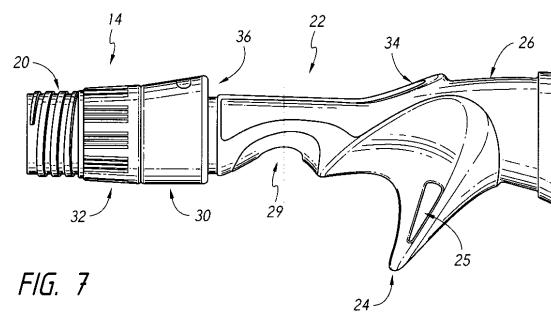
【図5】



【図6】



【図7】



【図 8】

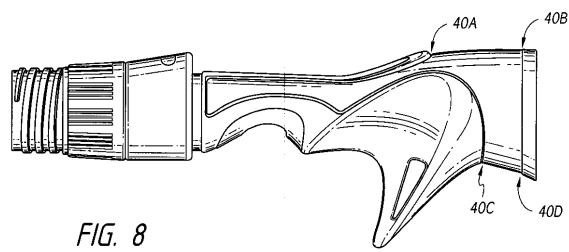


FIG. 8

【図 10】

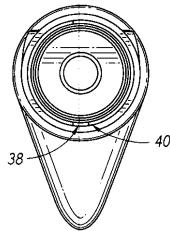


FIG. 10

【図 9】

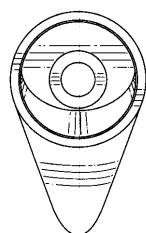


FIG. 9

【図 11】

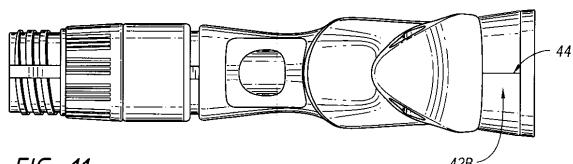


FIG. 11

【図 12】

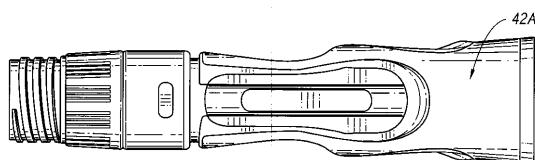


FIG. 12

【図 14】

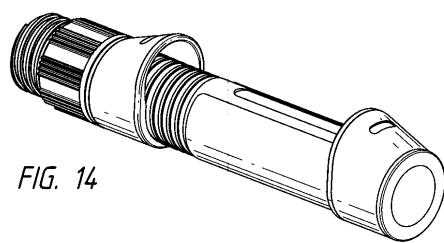


FIG. 14

【図 13】

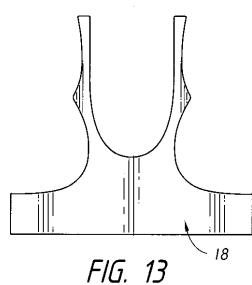


FIG. 13

【図 15】

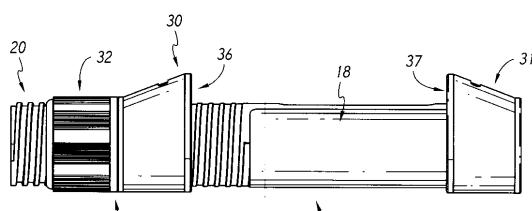


FIG. 15

【図 16】

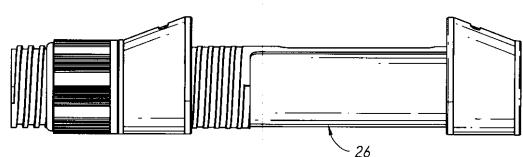


FIG. 16

【図 17】

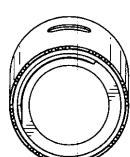


FIG. 17

【図 18】

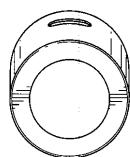


FIG. 18

【図 19】

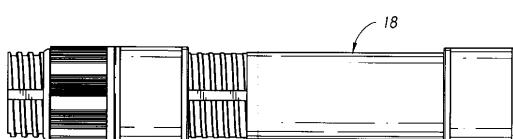


FIG. 19

【図 20】

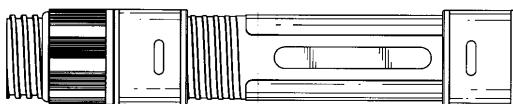


FIG. 20

【図 21】

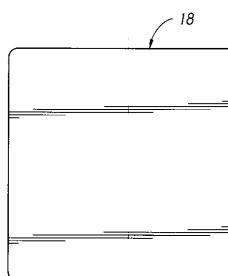


FIG. 21

【図 23】

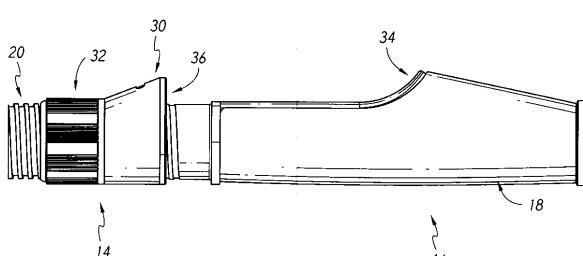


FIG. 23

【図 22】

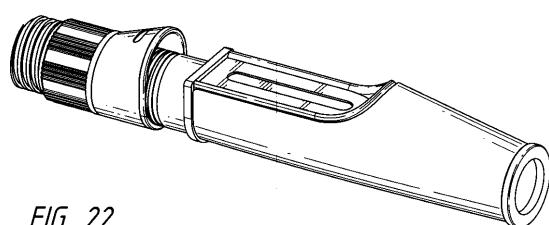


FIG. 22

【図 24】



FIG. 24

【図 25】



FIG. 25

【図 26】

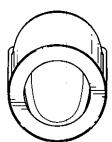


FIG. 26

【図 27】

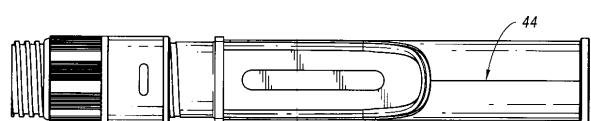


FIG. 27

【図 28】



FIG. 28

【図 29】

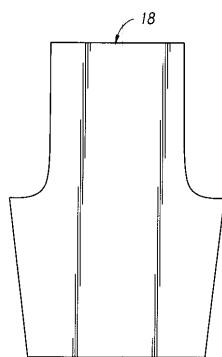


FIG. 29

【図 30】

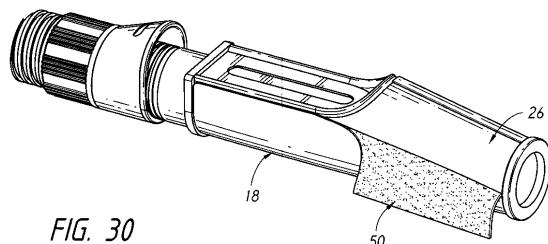


FIG. 30

フロントページの続き

(74)代理人 100157211

弁理士 前島 一夫

(72)発明者 ベン ファン

アメリカ合衆国, カリフォルニア 92648, ハンティントン ビーチ, ウッドランズ レーン
19472

F ターム(参考) 2B019 AA06 CB03 CB10

【外國語明細書】

2017018103000001.pdf